

変動金利定期預金規定（単利型）

島根銀行

1（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2（証券類の受入れ）

共通規定 1.（証券類の受入れ）参照。

3（利率の変更）

この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に利率の変更を行います。

変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。

4（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とします。預入日または前回の中間利払日から次の中間利払日の前日までの日数および預入日利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率）に70%を乗じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A、現金で受け取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B、預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息を満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合

預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合

6か月毎の期間に対応した約定利率に、預入日から解約日までの期間（預入期間）に応じた別表1の掛け目を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率）により計算した利息の合計額を、預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息と既に支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。（期限前解約利息が中間払利息を下回る場合はこの預金から差し引くこととします。）

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定 5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

6（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。

7（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定 2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

7-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定 2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

8（印鑑照合）

共通規定 3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定 4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定 6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定 7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

12（規定の変更）

共通規定 8（規定の変更）参照。

以上

自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

島根銀行

1（自動継続）

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2（証券類の受入れ）

共通規定 1.（証券類の受入れ）参照。

3（利率の変更）

この預金は、預入日（継続をしたときはその継続日。4（1）においても同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に利率の変更を行います。変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。

4 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。)によって計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とします。預入日または前回の中間利払日から次の中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)および預入日利率(上記3.により変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率。)に70%を乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を差し引いたもの。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合

預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、預金とともに支払います。

- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合

6か月毎の期間に対応した約定利率に、預入日から解約日までの期間(預入期間)に応じた別表1の掛目を乗じた利率(小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率)により計算した利息の合計額を、預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息と既に支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を精算します。(期限前解約利息が中間払利息を下回る場合はこの預金から差し引くこととします。)

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 (反社会的勢力との取引拒絶)

共通規定5.(反社会的勢力との取引拒絶)参照。

6 (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

7 (届出事項の変更、証書の再発行等)

共通規定2.(届出事項の変更、証書の再発行等)参照。

7-2.(成年後見人等の届け出)

共通規定2-2.(成年後見人などの届け出)参照。

8 (印鑑照合)

共通規定 3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定 4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定 6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定 7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

12（規定の変更）

共通規定 8（規定の変更）参照。

以上

変動金利定期預金規定（複利型）

島根銀行

1（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2（証券類の受入れ）

共通規定 1.（証券類の受入れ）参照。

3（利率の変更）

この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に利率の変更を行います。変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。

4（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（上記3により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金は、第6条第1項により満期に前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定 5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

6（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。

7（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

7-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

8（印鑑照合）

共通規定3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照

12（規定の変更）

共通規定8（規定の変更）参照。

以上

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

島根銀行

1（自動継続）

（1）この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2（証券類の受入れ）

共通規定1.（証券類の受入れ）参照。

3（利率の変更）

この預金は、預入日（継続をしたときはその継続日。4（1）においても同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に利率の変更を行います。変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。

4（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（上記3により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る

場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

6（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。

7（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

7-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

8（印鑑照合）

共通規定3（印鑑照合）参照。

9（譲渡、質入れの禁止）

共通規定4（譲渡、質入れの禁止）参照。

10（通知等）

共通規定6（通知等）参照。

11（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

12（規定の変更）

共通規定8（規定の変更）参照。

以上
令和2年4月1日改定